

2025年7月1日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
キャロットタワー
株式会社キャリア
代表取締役会長兼社長 川嶋 一郎

吸収合併に関する事後開示書類
(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に規定する書面)

株式会社キャリア（以下「甲」といいます。）は、2024年11月28日付けで株式会社キューボ（以下「乙」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2025年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過

① 本合併の差止請求

乙は、その全株式を甲及び甲の完全子会社である株式会社キューボグループが保有する会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

② 反対株主の株式買取請求

乙は、その全株式を甲及び甲の完全子会社である株式会社キューボグループが保有する会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

③ 新株予約権買取請求

乙は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

④ 債権者の異議

乙は、会社法第789条に基づき、2025年2月14日付けの官報により、債権者に対して本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における各手続の経過

① 本合併の差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

② 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

③ 債権者の異議

甲は、会社法第 799 条に基づき、2025 年 2 月 14 日に電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述に関する公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、本合併の効力発生日をもって、乙から資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 本合併に関して消滅会社が事前に備えおいた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本合併に係る変更登記を行った日

効力発生日である 2025 年 7 月 1 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

7. その他本件合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書類
(株式会社キャリアと株式会社キューボの合併について)

2024年12月12日
株式会社キャリア
株式会社キューボ

2024年12月12日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
キャロットタワー
株式会社キャリア
代表取締役会長兼社長 川嶋 一郎

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
MFPR 渋谷ビル
株式会社キューボ
代表取締役 竹上 雅彦

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(会社法782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社キャリア（以下「甲」といいます。）は、2024年11月28日付けで株式会社キューボ（以下「乙」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025年7月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則181条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

甲は、甲の完全子会社である株式会社キューボグループと共に乙の全株式を保有するため、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定める相当性に関する事項
該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項
 - (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) によりご覧いただけます。

 - (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。

5. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
 - (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事項
該当事項はありません。

 - (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事項
該当事項はありません。

6. 効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込に関する事項
本合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容
事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

株式会社キャリア（以下「甲」という。）、株式会社キューボグループ（以下「乙」という。）及び株式会社キューボ（以下「丙」という。）とは、各会社の合併に関して、次のとおり契約する。

（存続会社と解散会社）

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする（以下「第1合併」という。）。

2 第1合併の効力発生を停止条件として、甲は丙を合併して存続し、丙は解散するものとする（以下「第2合併」という。）。

3 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲：第1合併及び第2合併の吸収合併存続会社

商号：株式会社キャリア

住所：東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号キャロットタワー

乙：第1合併の吸収合併消滅会社

商号：株式会社キューボグループ

住所：東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

丙：第2合併の吸収合併消滅会社

商号：株式会社キューボ

住所：東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号MFPR渋谷ビル

（効力発生日）

第2条 第1合併が効力を発生する日を令和7年7月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 第2合併が効力を発生する日を令和7年7月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲丙協議の上、これを変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は乙の全株式を所有しており、乙との第1合併では一切の対価を交付しない。

2 第1合併の効力発生により、甲は丙の全株式を所有することになるので、丙との第2合併では一切の対価を交付しない。

（資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、前条第1項のとおり合併による新株の発行割当をしないから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

2 甲は、前条第2項のとおり合併による新株の発行割当をしないから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

(合併承認決議)

第5条 甲、乙及び丙は、第1合併及び第2合併の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(権利義務全部の承継)

第6条 甲は第1合併の効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他権利義務一切を承継する。

2 甲は第2合併の効力発生日において、丙の従業員全員、資産及び負債その他権利義務一切を承継する。

(善管注意義務)

第7条 第1合併につき、甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

2 第2合併につき、甲及び丙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲丙協議の上、これを行うものとする。

(解散費用)

第8条 乙及び丙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

第9条 第1合併につき、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産又は経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

2 第2合併につき、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び丙の財産又は経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲丙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第10条 本契約に定める事項のほか、第1合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

2 本契約に定める事項のほか、第2合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲丙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙及び丙は原本の写しを保有する。

令和6年11月28日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号キャロットタワー

(甲) 株式会社キャリア
代表取締役 川嶋 一郎



(会社代表印)

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

(乙) 株式会社キューボグループ
代表取締役 川嶋 一郎



(会社代表印)

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号MFPR渋谷ビル

(丙) 株式会社キューボ
代表取締役 竹上 雅彦



(会社代表印)



(会社代表印)



(会社代表印)



(会社代表印)



計算書類

(第 8 期)

自 2023年 10月 1日
至 2024年 9月30日

株式会社キューボ

東京都渋谷区渋谷一丁目 2 番 5 号MF P R渋谷ビル

損益計算書

自 2023年 10月 1日 至 2024年 9月30日

株式会社キューボ

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	2,513,782,237	
売上高合計		2,513,782,237
【売上原価】		
当期製品製造原価	1,974,566,759	1,974,566,759
売上総利益		539,215,478
【販売費及び一般管理費】		398,491,251
営業利益		140,724,227
【営業外収益】		
受取利息	52,716	
雑収入	103,880	
営業外収益合計		156,596
【営業外費用】		
支払利息	1,119,041	
雑損失	44,000	
営業外費用合計		1,163,041
経常利益		139,717,782
【特別利益】		
抱合せ株式消滅差損益	△19,605,734	
特別利益合計		△19,605,734
特別損失合計		0
税引前当期純利益		120,112,048
法人税、住民税及び事業税	45,263,763	
法人税等合計		45,263,763
当期純利益		74,848,285

株主資本等変動計算書

自 2023年 10月 1日 至 2024年 9月30日

株式会社キューボ

(単位：円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	45,000,000
【資本剰余金】		
資本準備金	当期首残高及び当期末残高	25,000,000
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高	25,000,000
【利益剰余金】		
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	当期首残高	214,599,467
	当期変動額 当期純利益	74,848,285
	当期末残高	289,447,752
利益剰余金合計	当期首残高	214,599,467
	当期変動額	74,848,285
	当期末残高	289,447,752
株主資本合計	当期首残高	284,599,467
	当期変動額	74,848,285
	当期末残高	359,447,752
純資産合計	当期首残高	284,599,467
	当期変動額	74,848,285
	当期末残高	359,447,752

個別注記表

自 2023年 10月 1日 至 2024年 9月30日

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

① のれん

5年にわたる均等償却

② 自社利用のソフトウェア

社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

期間均等償却を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

4. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 3,000株

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額は、119,815.92円であります。

2. 1株当たり当期純損失は、24,949.43円であります。

以 上